景観法に基づく公共事業に係る通知取扱事務要綱

（平成23年１月25日制定）

（目的）

第１条　この要綱は、国の機関又は地方公共団体（以下「国の機関等」という。）が景観法（平成16年法律第110号。以下「法」という。）第８条第１項の規定に基づく岩手県景観計画（以下「景観計画」という。）の景観計画区域内において、法第16条第１項の届出を要する行為（以下「公共事業」という。）をしようとする場合における法第16条第５項及び第６項の規定に基づく行為の通知等について、必要な事項を定めることにより、岩手の良好な景観の形成に資することを目的とする。

（行為の通知）

第２条　国の機関等は、公共事業をしようとするときは、岩手の景観の保全と創造に関する条例施行規則（平成22年岩手県規則第71号。以下「規則」という。）第６条の規定による景観計画区域内における行為の通知書により、岩手県知事（以下「知事」という。）に通知しなければならない。当該通知の内容を変更する場合も同様とする。

２　前項の通知又は変更の通知に係る行為について、国の機関等が自ら良好な景観の形成の観点から、景観計画に定められた行為の制限への適合及び岩手の景観の保全と創造に関する条例（平成５年岩手県条例第35号。以下「条例」という。）第16条第１項の規定により定められた公共事業等景観形成指針（以下「指針」という。）への配慮を確認したものであるときは、当該検討の内容が分かる図書の添付をもって、前項の通知又は変更の通知に係る通知書の添付図書の一部の添付を省略することができる。

３　第１項の規定による通知又は変更の通知に係る行為は、行為の種類に応じて当該公共事業全体計画とするなど、適切な範囲とするものとする。

（審査結果の通知）

第３条　知事は、前条第１項の規定による通知又は変更の通知があった場合において、法第16条第６項の規定に基づく協議が必要であると認めるときは、当該通知又は変更の通知を受理した日から30日以内に、当該国の機関等に対し協議書（様式第１号）により協議を求めるものとする。

２　知事は、前項の協議の必要がないと認めるときにあっては同項に規定する期間内に、同項の協議が整ったときは速やかに、当該協議に係る国の機関等に対し審査結果通知書（様式第２号）により通知するものとする。

（景観配慮についての措置の協議）

第４条　前条第１項の規定により協議を求められた国の機関等は、景観への配慮について知事と協議するものとする。

２　前項の規定により協議をした国の機関等は、協議の結果に基づいて行う措置等について、協議事項措置報告書（様式第３号）に措置内容の分かる図書を添付し、知事に報告するものとする。

（通知を要しない行為）
第５条　第２条第１項による通知又は変更の通知を要しない行為は、法第16条第７項に規定する行為とする。

（雑則）
第６条　この要綱に定めるもののほか、行為の通知等に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

（施行期日）
この要綱は、平成23年４月１日から施行する。

様式第２号（第６条関係）

（表）

年　月　日

岩手県知事　　　　　様

届出者　住 所

氏 名

（法人その他の団体にあっては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名）

景観計画区域内における行為（変更）通知書

景観法第16条第５項の規定により、景観計画区域内の行為について、次のとおり通知します。

行為に係る地域及び地区の名称	地域	他法令による地区指定等の状況	※
	地区		
行為の目的			
行為の場所			

予定期日等	行為着手予定日	年　月　日	行為完了予定日	年　月　日

行為の種類及び施行方法

建築物の新築等			
新築・増築・改築・移転・外観の変更（修繕、模様替、色彩） 用途（　　　　　　　　　　　　）			
区分	行為部分	既存部分	合計
延べ面積	㎡	㎡	㎡
最高の高さ	m	m	
軒の高さ	m	m	
外観変更面積	㎡	㎡	㎡
構造	造　階建		

工作物の新設等			
新設・増築・改築・移転・外観の変更（修繕、模様替、色彩） 用途（　　　　　　　　　　　　）			
区分	行為部分	既存部分	合計
築造又は表示面積	㎡	㎡	㎡
高さ	m	m	
外観変更面積	㎡	㎡	㎡
構造			

開発行為等		
開発行為、土地の開墾、土地の形質の変更、水面の埋立て、干拓		
面積	のり面又は擁壁の高さ	のり面又は擁壁の長さ
㎡	m	m

屋外における物件の堆積	
土石、廃棄物、再生資源、その他（　　　　　　）	
高さ	土地面積
m	㎡

鉱物の掘採又は土石の採取		
鉱物の掘採、土石の採取		
面積	生じるのり面又は擁壁の高さ	生じるのり面又は擁壁の長さ
㎡	m	m

木竹の伐採					
目的	主な伐採樹種	伐採種別	高さ	伐採面積	本数

担当者	住所		氏名		電話番号	
景観形成のために特に配慮した事項						
その他の参考事項						

備考１　※欄は、記載しないでください。

２　行為に係る地域及び地区の名称の欄には、景観計画における地域区分の名称を記入してください。

３　建築物及び工作物の欄の新築・増築・改築・移転・外観の変更（修繕、模様替、色彩）は、該当する事項を　○で囲むとともに（　）内に用途等を記載してください。（開発行為等、屋外における物件の堆積、鉱物の掘採又は土石の採取についても同じ。）

４　建築物及び工作物の欄の外観の変更とは、建築物又は工作物の増築又は改築に当たらないものである。

５　構造欄については、木造、鉄筋コンクリート造等の別を記載してください。

６　建築物及び工作物の高さは地盤面からの最高高さ（避雷針を除く。）をいう。なお、工作物欄の高さには、当該工作物の高さを記載してください。ただし、建築物と一体となって設置される工作物については、括弧書にて地盤面から当該工作物の上端までの高さを記載してください。

７　木竹の伐採欄の伐採種別には、皆伐、択伐の別を記載してください。

８　その他の参考事項欄には、変更理由（行為の変更の届出の場合に限る。）及び他の法令の規定により当該行為が行政庁の許認可等を必要とするときは、その旨を記載する等参考となる事項を記載してください。

９　行為の変更の通知の場合は、行為部分の欄に変更後のものを記載し、その後に変更前のものを括弧内に記載してください。

10　この通知書には、行為の種類に応じて、景観法施行規則第１条第２項各号に規定する図書として、裏面に掲げる図書に記載すべき事項を記載した図書（行為の変更の通知にあっては、当該変更に係るもの）及びその他提出を求められた図書を添付してください。

11　提出する書類の部数は正副２部とする。

（Ａ４）

景観計画区域内における行為（変更）通知書の添付書類

【建築物の新築等】

行為の種類	図　書	図書に記載すべき事項
建築物の新築等	景観形成基準チェックシート	景観形成基準に対する配慮の状況 地域の景観資産の眺望を妨げない位置及び高さとなっていることのわかる図書
	付近見取図	縮尺、方位、道路などの公共施設、目標となる地物及び行為の位置、景観資産がある場合はその名称並びにその眺望方向及び視点
	配置図	縮尺、方位、寸法、敷地の境界線、敷地内における届出に係る建築物の位置、届出に係る建築物と他の建築物、工作物等の別、建築物等の各部分の高さ、擁壁、土地の高低、敷地の接する道路の位置及び幅員、植栽樹木等の位置、樹種、樹高及び本数、張り芝等の位置並びに外構施設の位置及び材料、緑化率算定表及び植栽計画
	各階平面図	縮尺、方位、寸法及び開口部の位置
	2 面以上の立面図	縮尺、方位、開口部又は附属設備の位置又は形状及び壁面又は屋根の仕上げ材料又は色彩（色彩はマンセル記号で表示すること。） （避けるべき色を使用した場合は、その面を含む立面図を加えること。）
	カラー現況写真	行為の場所及びその周辺の状況、撮影位置及び方向（配置図に示すこと。） 行為の場所及びその周辺の状況の近景及び遠景を写した写真 景観資産がある場合は、視点から当該行為地及び景観資産を写した写真
	面積表	敷地面積、棟ごとの行為部分又は既存部分ごとの建築面積及び延べ面積 各面の屋根及び外壁の見付面積、避けるべき色の使用面積

※　景観形成基準チェックシートは、別に定める様式により作成し添付してください。

景観計画区域内における行為（変更）通知書の添付書類

【工作物の新設等】

行為の種類	図　書	図書に記載すべき事項
工作物の新設等	景観形成基準チェックシート	景観形成基準に対する配慮の状況 地域の景観資産の眺望を妨げない位置及び高さとなっていることがわかる図書
	付近見取図	縮尺、方位、道路、目標となる地物及び行為の位置、景観資産がある場合はその名称並びにその眺望方向及び視点
	配置図	縮尺、方位、寸法、敷地の境界線、主要な道路からの後退距離、敷地内における届出に係る工作物の位置、届出に係る工作物と他の建築物、工作物等の別、擁壁、土地の高低、敷地の接する道路の位置及び幅員、植栽樹木等の位置、樹種、樹高及び本数、張り芝等の位置並びに外構施設の位置及び材料
	平面図又は横断面図	縮尺、方位及び主要部分の寸法
	2 面以上の側面図又は縦断面図	縮尺、工作物の高さ、主要部分の寸法、仕上げ材料及び色彩（色彩はマンセル記号で表示すること。）
	カラー現況写真	撮影位置及び方向（配置図に示すこと。） 行為の場所及びその周辺の状況の近景及び遠景を写した写真 景観資産がある場合は、視点から当該行為地及び景観資産を写した写真
	面積表	敷地面積、棟ごとの行為部分又は既存部分ごとの築造面積及び延べ面積

※　景観形成基準チェックシートは、別に定める様式により作成し添付してください。

※　自動販売機については、付近見取り図、配置図、カラー現況写真、周辺景観との調和が分かる図面を添付してください。

景観計画区域内における行為（変更）通知書の添付書類

【開発行為等】

行為の種類	図　書	図書に記載すべき事項
開発行為等	景観形成基準チェックシート	景観形成基準に対する配慮の状況 周辺との調和への配慮がわかる図書
	付近見取図	縮尺、方位、道路、目標となる地物及び行為の位置
	現況図	縮尺、方位、付近の土地利用状況、隣接する道路の位置及び幅員並びに行為の区域
	計画図	縮尺、方位、行為後ののり面又は擁壁その他の構造物の位置、種類又は規模並びに行為後の土地利用計画及び緑化計画
	縦横断図	行為の前後における土地の縦断図及び横断図
	カラー現況写真	撮影位置及び方向（現況図に示すこと。） 行為の場所及びその周辺の状況の近景及び遠景を写した写真

※　景観形成基準チェックシートは、別に定める様式により作成し添付してください。

景観計画区域内における行為（変更）通知書の添付書類

【屋外における物件の堆積等】

行為の種類	図　書	図書に記載すべき事項
屋外における物件の堆積	景観形成基準チェックシート	景観形成基準に対する配慮の状況 周辺との調和への配慮がわかる図書
	付近見取図	縮尺、方位、道路、目標となる地物及び行為の位置
	配置図	縮尺、方位、敷地の形状及び寸法、物件の堆積の位置、遮へい物の位置、種類、構造及び規模、隣接する道路の位置及び幅員、隣接する土地との高低差並びに付近の土地利用の現況
	立面図	縮尺、方位、寸法及び堆積に係る物又は遮へい物件の位置又は形状
	カラー現況写真	撮影位置及び方向（配置図に示すこと。） 行為の場所及びその周辺の状況の近景及び遠景を写した写真

※　景観形成基準チェックシートは、別に定める様式により作成し添付してください。

景観計画区域内における行為（変更）通知書の添付書類

【鉱物の掘採等】

行為の種類	図　書	図書に記載すべき事項
鉱物の掘採又は土石の採取	景観形成基準チェックシート	景観形成基準に対する配慮の状況 周辺との調和への配慮がわかる図書
	付近見取図	縮尺、方位、道路、目標となる地物及び行為の位置
	現況図	縮尺、方位、付近の土地利用状況、隣接する道路の位置及び幅員並びに行為の区域
	計画図	縮尺、方位、行為後ののり面又は擁壁その他の構造物の位置、種類又は規模、行為中の遮へい物の位置、種類、構造及び規模並びに事後の措置及び緑化計画
	縦横断図	行為の前後における土地の縦断図及び横断図
	カラー現況写真	撮影位置及び方向（現況図に示すこと。） 行為の場所及びその周辺の状況の近景及び遠景を写した写真

※　景観形成基準チェックシートは、別に定める様式により作成し添付してください。

景観計画区域内における行為（変更）通知書の添付書類

【木竹の伐採】

行為の種類	図　書	図書に記載すべき事項
木竹の伐採	景観形成基準チェックシート	景観形成基準に対する配慮の状況 周辺との調和への配慮がわかる図書
	付近見取図	縮尺、方位、道路、目標となる地物及び行為の位置
	伐採計画図	縮尺、方位、伐採区域、付近の土地利用状況、隣接する道路の位置及び幅員
	土地利用計画図	縮尺、方位、行為後の土地利用計画（緑化計画等）
	カラー現況写真	撮影位置及び方向（付近見取図に示すこと。） 行為の場所及びその周辺の状況の近景及び遠景を写した写真

※　景観形成基準チェックシートは、別に定める様式により作成し添付してください。

景観法に基づく公共事業に係る通知取扱事務要綱第２条第２項に基づき国の機関等が自ら良好な景観検討を行った場合景観計画区域内における行為（変更）通知書の添付書類

【共通】

行為の種類	図　書	図書に記載すべき事項
・建築物の新築等 ・工作物の新設等 ・開発行為等 ・屋外における物件の堆積 ・鉱物の掘採又は土石の採取 ・木竹の伐採	※景観検討資料	自ら良好な景観の形成の観点から景観計画に定められた行為の制限への適合を確認した内容がわかる事項（適合が確認できる設計図又は施行方法を明らかにした図面を含む。）
	位置図	縮尺、方位、道路、目標となる地物及び行為の位置

※　景観検討資料は、国の機関等が自ら景観検討を行い、景観計画に定められた行為の制限への適合を確認した資料（適合が確認できる設計図又は施行方法を明らかにした図面を含む。）を添付して下さい。

景観検討資料の例

①法令に基づく景観検討（法及び条例に基づく環境影響評価）
②国土交通省所管公共事業における景観検討の基本方針（案）に基づく景観検討
③岩手の景観の保全と創造に関する条例第 16 条第１項に規定により定められた公共事業等景観形成指針に沿った検討
④事業主体による独自の景観検討
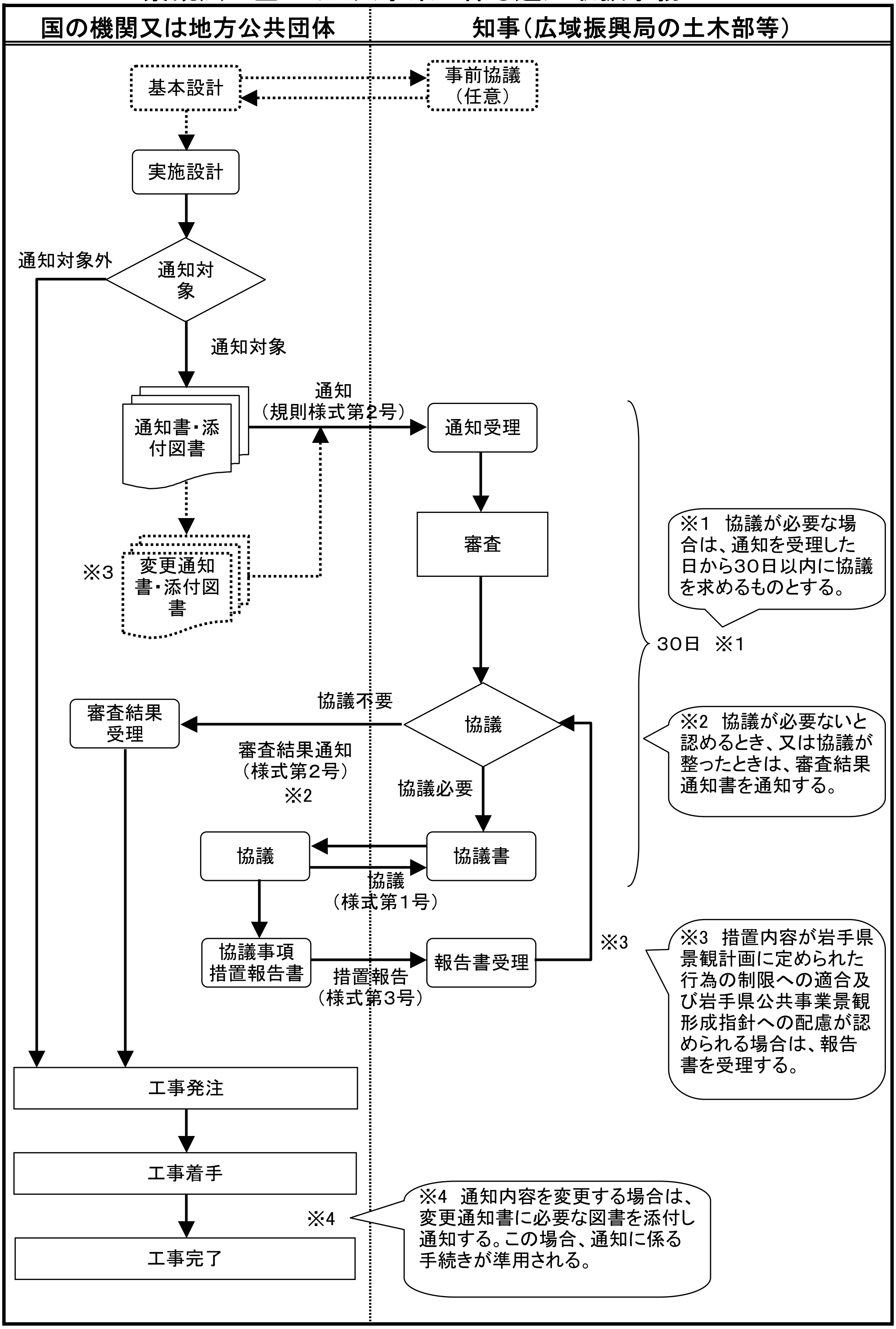
景観法に基づく公共事業に係る通知取扱事務フロー